

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報  
【公表】

整理番号	41
契約番号	31農振財契第875号
件名	ドラフトチャンバーの購入
納入及び設置場所	東京都青梅市新町6-7-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎2階 旧家きん部室
概要	<p>○ドラフトチャンバー 1式 全体構成 (1)ドラフトチャンバー本体 (2)乾式スクラバー(空気清浄装置) (3)ダクト(外部排気管)</p> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
納入期限	令和2年2月28日(金)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者</p>
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和元年12月5日(木) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和元年11月20日(水)から同月26日(火)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u></p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 上原</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 畜産技術科 会田</p> <p>住所 東京都青梅市新町6-7-1</p> <p>電話 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474</p>

# 仕 様 書

- 1 件 名 ドラフトチャンバーの購入
- 2 納入および設置場所  
東京都青梅市新町6-7-1  
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎2階 旧家きん部室
- 3 納入期限  
令和2年2月28日
- 4 物 件 ドラフトチャンバー 一式  
全体構成
  - (1) ドラフトチャンバー本体
  - (2) 乾式スクラバー (空気清浄装置)
  - (3) ダクト (外部排気管)
- 5 基本仕様 (規格・性能・付属品)
  - (1) ドラフトチャンバー本体
    - ア 本体の大きさが幅1600mm×奥行900mm×高さ2400mm以内であること。
    - イ 作業室の大きさが、幅1400mm×奥行800mm×高さ2200mm以上であること。
    - ウ 作業サッシ高さが400mmであり、かつ作業時の風量が $15\text{m}^2/\text{m}$ 以上が確保できる送風機を備えていること。
    - エ 窓に鍵付きストッパーがついていること。
    - オ 本体の材料にアスベストを使用していないこと。
    - カ 本体が有機溶剤により腐食しない材料で構成されていること。
    - キ 作業室内に給水栓が1個以上あり、ドラフトチャンバーを設置する部屋 (以下、設置室という。) に備わっている水道管から給水され、栓の開閉は、チャンバー前面からの遠隔ハンドルにより可能であること。
    - ク 排水口が1個以上あり、ドラフトチャンバーから設置室に備わっている排水口に接続されること。
    - ケ AC100Vのコンセント (アース口つき) が全面に2口以上あること。
    - コ 作業室内の照明は60W以上の蛍光灯もしくは同等以上のLEDランプであり、点灯および消灯の操作は、前面にあるスイッチにより行えること。
  - (2) 乾式スクラバー (空気清浄装置)
    - ア ドラフトチャンバーの横に設置するものであること。
    - イ ドラフトチャンバー本体からの排気を漏洩させることなく引き込むことができる構造であること。
    - ウ 本体の大きさは、幅700mm×奥行900mm×高さ2400mm以内であり、ドラフトチャンバー本体の奥行き、高さ均等をなしていること。
    - エ 活性炭フィルターによる乾式スクラバーであること。

オ 活性炭フィルターを保護するためのプレフィルターを備えていること。

カ 本体に差圧計を備えていること。

キ 乾式スクラバーの排気口径は 200φ 以内であること。

ク 設置室の外壁を通じて屋外に排気できる構造であること。

(3) ダクト (外部排気管)

ア 排気管の径は 200φ 以内であること。

イ 乾式スクラバーの排気を、設置室内に漏洩させることなく外部に排気できる構造であること。

ウ 屋外排気口は、有機溶媒中毒防止規則に適応した構造であること。

エ 排気管に雨水が入らない構造であること。

オ 耐さび性のある素材もしくは防さび加工が施してあること。

(4) 設置工事

ア 上記 (1) から (3) の仕様を満たすドラフトチャンバー一式の設置に必要な電気設備、ダクト設備および給排水設備の工事を実施すること。

イ 据付等に当たっては、人的損傷及び建物又は他の工作物への損傷を与えないように十分留意すること。人的又は物的損傷を与えた場合は、受注者の負担により補償または原状回復を行うこと。

ウ 機器の設置等に伴い発生した梱包材等の廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処分すること。

6 検収条件

納入、据付調整後に性能検査を実施し、正常に機器が動作することを確認すること。

7 付帯事項

(1) 労働基準監督署に提出する以下の書類を作成すること。ただし、提出は、当財団が行うものとする。

「局所排気装置摘要書」

(2) 納入された製品における能力内の使用中に発生した 1 年以内の故障については、その修理、調整等責任を持って無償で行うこと。

8 支払方法

作業完了後に提出される完了届に基づき検査を行い、合格と認定した後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

9 その他

(1) 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (以下、環境確保条例という。) 第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、自動車NO<sub>x</sub>・PM法という。）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

ウ 環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(2) 調達機器の搬入・設置・配線・配管・既設設備との接続・調整費用を含めて見積もること。

(3) 取付工事等については、東京都工事標準仕様書による。

(4) 履行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

(6) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、当財団と協議し決定する。

(7) 履行に際し、仕様書の事項が守られない場合、不適切な履行、公序良俗に反する行為等により、発注者に不利益や損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを免れない。

## 10 連絡先

〒198-0024 東京都青梅市新町 6-7-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター 畜産技術科 担当 会田

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474

図1 搬入経路



①職員通用口から  
搬入する場合

②研究棟外階段から  
搬入する場合

### 入場の際の注意事項

- ①職員通用口から搬入する場合は、  
正門から入場してください。  
(車両の消毒は車輪のみ)
- ②研究棟外階段から搬入する場合は、  
東門から入場してください。  
(車両はスタンダーチで消毒します。  
車両全体が消毒液を浴びることになります)

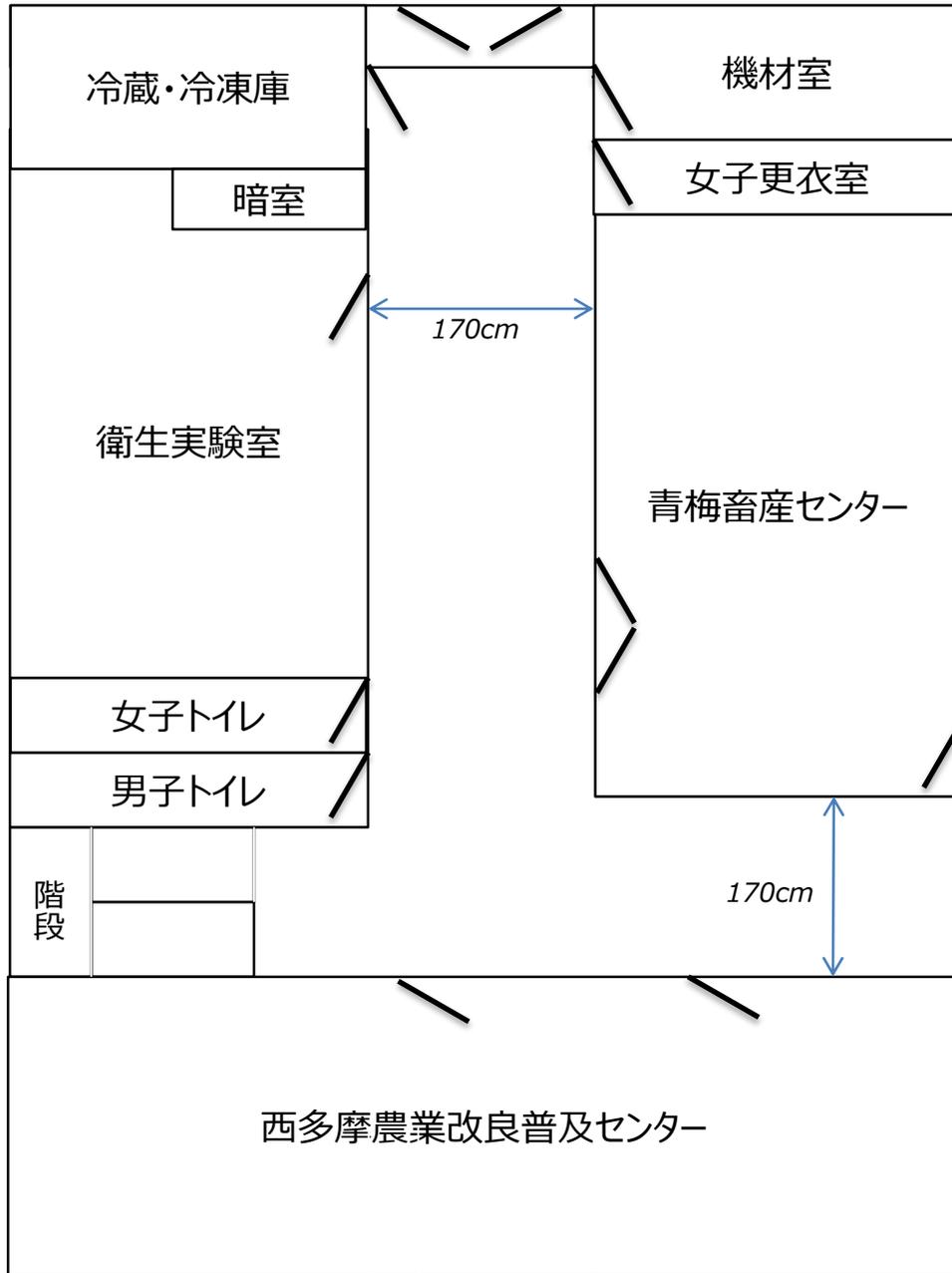
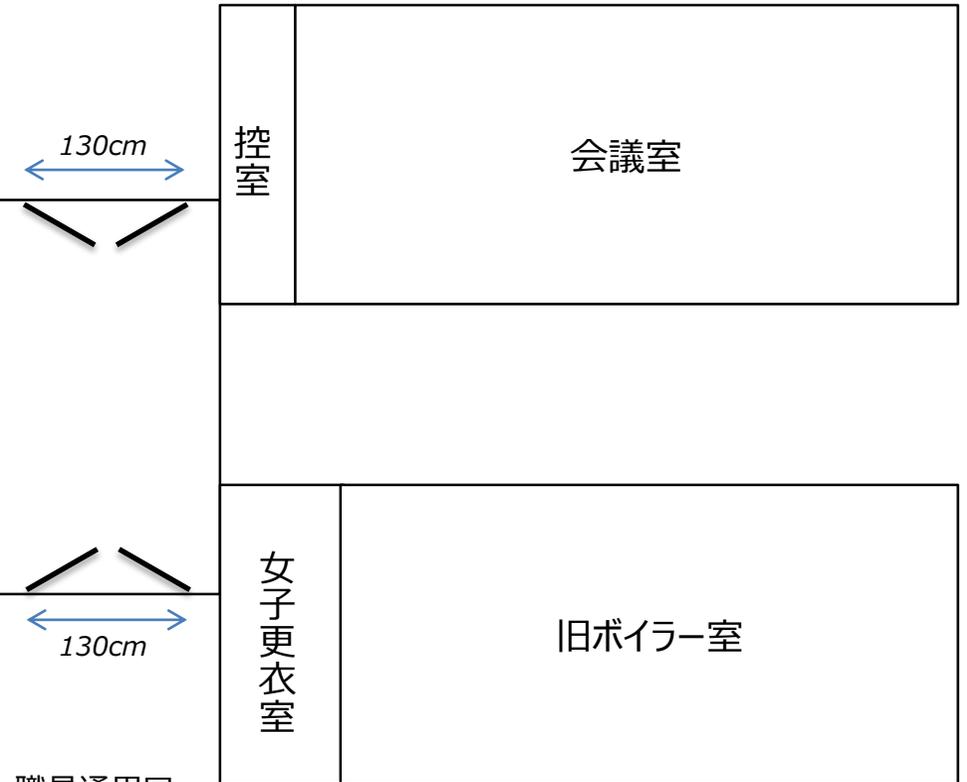


図2 青梅庁舎研究棟 1階平面図



職員通用口

図3 青梅庁舎研究棟2階平面図

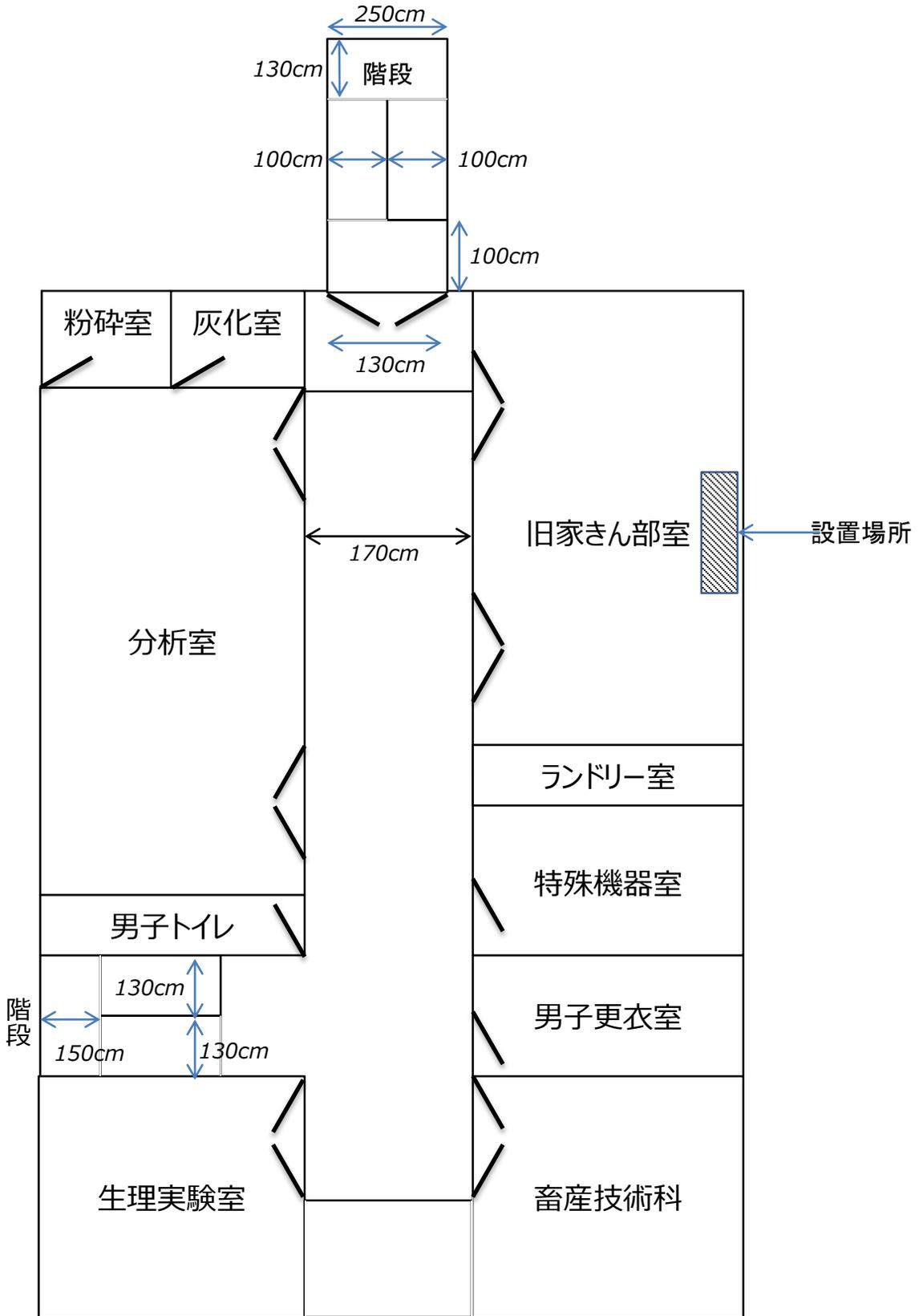


図4 ドラフト設置場所（旧家きん部室）

